

令和3年度第1回出雲市地域公共交通活性化協議会総会

令和3年8月23日（月）9：30～11：00
出雲市役所市民応接室

1. 開会

2. あいさつ

3. 委員紹介

4. 議事

(1) 第1号議案 出雲市地域公共交通活性化協議会規約（案）について…資料1

(2) 第2号議案 役員の選出について

(3) 第3号議案 令和3年度事業計画（案）・予算（案）について…資料2、資料3

(4) 第4号議案 調査業務について・・・資料4

5. その他

6. 閉会

出雲市地域公共交通活性化協議会規約（案）

（設置）

第1条 市民の生活に不可欠な公共交通サービスの確保と、持続可能な地域公共交通網の構築を目的とし、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき出雲市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画」という。）の作成及び変更に関する協議
- (2) 地域公共交通計画の実施に関する協議
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に係る連絡調整

（委員）

第3条 協議会の委員は20人以内とし、次に掲げる者とする。

- (1) 住民又は利用者
 - (2) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者
 - (3) 鉄道事業者
 - (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
 - (5) 観光事業者
 - (6) 出雲市議会議員
 - (7) 中国運輸局島根運輸支局長又はその指名する者
 - (8) 島根県地域振興部交通対策課長又はその指名する者
 - (9) 出雲市総合政策部長
 - (10) その他会長が必要と認める者
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

（役員を選出）

第5条 会長は、委員の互選により選出する。

2 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。

- 3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 会長は協議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し出席を求めて、説明若しくは意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 委員は委任により代理者を出席させることができる。

(ワーキング部会)

第7条 協議会は、必要に応じてワーキング部会を置くことができる。

- 2 ワーキング部会は会長が必要と認めた者（以下「ワーキング委員」という。）で組織する。
- 3 ワーキング部会は必要があると認めるときは、関係者に対し出席を求めて、説明若しくは意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(謝金)

第8条 委員及びワーキング委員の謝金は日額3,110円とする。ただし、次に掲げる者についてはこれを支給しないものとする。

- (1) 第3条第7号から第9号に規定する委員
 - (2) 行政職員
 - (3) 申出のあった委員及びワーキング委員
- 2 規約第6条第4項及び第7条第3項の規定により出席した者への謝金については前項の規定を準用する。

(費用弁償)

第9条 委員及びワーキング委員の費用弁償は、特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償等に関する条例（平成17年出雲市条例第36号）の規定を準用する。ただし、前条第1項各号に規定する者については、これを支給しないものとする。

(守秘義務)

第10条 委員及びワーキング委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、出雲市総合政策部交通政策課に事務局を置く。

- 2 事務局長は、出雲市総合政策部交通政策課長とする。

(会計)

第 12 条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

3 協議会の予算及び決算は、委員の承認を得なければならない。

(監査)

第 13 条 監事は、協議会の会計監査を行う。

2 監事は、会計監査の結果を協議会において報告しなければならない。

(その他)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規約は令和3年8月23日から施行する。

令和3年度事業計画（案）

出雲市地域公共交通活性化協議会では、少子高齢化社会における地域活力の維持・向上のため、まちづくりと連携し、持続可能な公共交通を目指す『出雲市地域公共交通計画』を令和4年度に策定します。

今年度は計画策定準備として、以下のスケジュールで地域の実態や市民のニーズなどを調査・分析し課題を整理していきます。

『出雲市地域公共交通計画』策定スケジュール

年度・月	会議・調査等	作業内容
R3	8月	●第1回協議会 ※国庫補助申請
	9月 ～ 11月	○ワーキング部会 (随時開催) □調査業務
		○ワーキング部会の立上げ・今後の進め方 (各行政センター、福祉、教育、観光等) ・地域課題・各分野課題の抽出 □関連計画等の整理 (上位計画・関連計画) □地域の現況調査 (基礎データ収集・整理) □利用実態調査 (路線・便別乗降調査) □関係機関ヒアリング調査 (市関係部署、交通事業者)
	12月	●第2回協議会
	1月 ～ 2月	○ワーキング部会 □調査業務
		○地域課題・各分野課題の整理・ニーズ調査内容検討 □ニーズ調査(アンケート、ヒアリング)
3月	●第3回協議会	●問題点・課題点の整理、解決方策検討

R4	<ul style="list-style-type: none"> ●活性化協議会(年3回程度予定) ○ワーキング部会(年3回程度予定) □パブリックコメントの実施 ★地域公共交通計画策定 	<p>→出雲市：アクションプラン(実施計画) 地域公共交通計画に基づき具体的に計画を進めていく。 (交通事業者、関係団体、運輸支局等と調整)</p>
----	---	--

令和3年度予算(案)

【収入】 (単位:円)

項目	予算額	摘要
負担金	5,500,000	出雲市
補助金	2,100,000	国
計	7,600,000	

【支出】 (単位:円)

項目	予算額	摘要
委託料	6,950,000	調査業務費
役務費	250,000	郵送料(アンケート調査等)
報償費	150,000	謝金
旅費	50,000	費用弁償
需用費	200,000	印刷費・事務費
計	7,600,000	

調査業務について

【委託業務名】

出雲市地域公共交通計画策定調査業務

【業務内容】

- ①地域の概況整理
 - ・ 関連計画等の整理
 - ・ 基礎データの収集、整理
- ②現状分析・課題の整理
 - ・ 各種交通機関の現状把握
 - ・ 公共交通利用者の現状把握及びニーズ把握
 - ・ 交通事業者その他団体への調査
 - ・ 課題の整理
 - ・ 会議の運営支援

【委託業者】

会社名 株式会社 バイタルリード
所在地 出雲市荻杼町274番地2
代表者 代表取締役 森山昌幸

【選定理由】

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を準用

今年度実施する調査・分析業務は、来年度の交通計画策定の基礎となるものであり、業務を行う上で交通に関する専門的な知見が求められる。また本市の交通事情等に精通している必要がある。

当該業者は、島根県内はもとより中国四国地方において鉄道を含む地域公共交通計画や観光交通に関する調査、計画策定の豊富な受託実績があり、またITを使用したシステムにより地域特有の交通課題の解消に貢献している。出雲市の調査業務・計画策定業務の受託実績も多々あり、本市の事情に精通している。

島根県内の事業者において、交通計画策定業務を受託した業者は当該業者1者であった。以上のことから、この業務の委託先は当該事業者と考える。

【受託実績】（過去5年間の主な業務実績）

○国の新事業

令和2年度 「ナッジ」を活用した効果的な公共交通利用促進策等に関する調査・検討業務

令和元年度 定額タクシーを中心とした過疎地型 RuralMaaS 実証実験

令和元年度 中国運輸局管内におけるタクシー助成制度の在り方に関する調査・検討業務

令和元年度 四国運輸局管内における交通モード転換の影響等に関する基礎調査

令和元年度 IoT 技術等を活用したグリーンスローモビリティの効果的導入実証事業委託

○県内の交通計画

令和2年度 一畑電車沿線地域公共交通網形成計画策定業務委託

令和2年度 雲南市地域公共交通再編実施計画策定支援業務

令和2年度 第2次飯南町地域公共交通計画策定支援業務

令和2年度 吉賀町地域公共交通再編支援業務

○広域での交通計画

三江線沿線地域公共交通網形成計画

鳥取県東部地域公共交通網形成計画推進支援業務

鳥取県中部地域公共交通網形成計画推進支援業務

鳥取県西部地域公共交通再編実施計画推進支援業務

○先進事業

令和2年度 大田市石見銀山 GSM 導入実証事業

令和2年度 IoT で利用者に優しく安全安心「コトコト感幸バス」運行実証事業

令和元年度 出雲市低速モビリティ導入社会実験調査業務

出雲市地域公共交通活性化協議会委員

区分	所属名	役職	氏名	備考
住民又は利用者 (出雲地域代表)	出雲地域自治協会連絡協議会	会長	小村 貞雄	第1号
住民又は利用者 (平田地域代表)	平田生活バス利用促進協議会	会長	三島 安裕	第1号
住民又は利用者 (佐田地域代表)	佐田地域過疎地交通対策 検討委員会	会長	佐貫 吉孝	第1号
住民又は利用者 (多伎地域代表)	多伎地域交通運行協議会	会長	岡田 耕一	第1号
住民又は利用者 (湖陵地域代表)	湖陵町区会連合会	副会長	森山 健治	第1号
住民又は利用者 (大社地域代表)	杵築地区社会福祉協議会	会長	春木 薫	第1号
住民又は利用者 (斐川地域代表)	斐川地域交通運行協議会	会長	高橋 義孝	第1号
公共交通事業者等 (一般旅客自動車運送事業者が組織する団体)	一般社団法人 島根県旅客自動車協会	専務理事	秦 日出海	第2号
公共交通事業者等 (鉄道事業者)	西日本旅客鉄道株式会社 米子支社	出雲市駅長	山田 勲	第3号
公共交通事業者等 (鉄道事業者)	一畑電車株式会社 運輸部営業課	課長	野津 昌巳	第3号
公共交通事業者等 (一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体)	島根県交通運輸産業 労働組合協議会	事務局長	丸山 武	第4号
観光事業者	一般社団法人 出雲観光協会	事務局長	稲根 克也	第5号
出雲市議会		議長	萬代 輝正	第6号
出雲市議会	(総合交通政策特別委員会)	副議長 (委員長)	板垣 成二	第6号
行政機関 (国土交通省)	国土交通省 中国運輸局島根運輸支局	首席運輸企画 専門官	鬼村まり子	第7号
行政機関 (島根県)	島根県 地域振興部交通対策課	課長	土江 裕之	第8号
行政機関 (出雲市)	出雲市総合政策部	部長	藤原 英博	第9号